

各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号
 会社名 株式会社スリー・ディー・マトリックス
 代表者名 代表取締役社長 岡田 淳
 (コード番号: 7777)
 問合せ先 取締役 新井 友行
 電話番号 03 (3511) 3440

第三者割当による第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第24回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第25回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2020年4月14日付の取締役会決議において、CVI Investments, Inc.（以下「割当予定先」といいます。）が保有する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第1回新株予約権付社債」といいます。）、第21回新株予約権及び第23回新株予約権（以下、個別に又は総称して、「本既存証券」といいます。）についての条件変更のための決議を行っております。その手法としては、残存する本既存証券を買入消却した上で、新たに、割当予定先に対する第三者割当により、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第2回新株予約権付社債」といいます。）、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第3回新株予約権付社債」といいます。）、第2回新株予約権付社債とあわせて、個別に又は総称して、「本新株予約権付社債」といいます。また、本新株予約権付社債のうち社債部分のみを、個別に又は総称して、「本社債」といいます。）、第24回新株予約権及び第25回新株予約権（以下、第24回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）、本新株予約権付社債と本新株予約権を個別に又は総称して「本新規募集証券」といいます。）を発行することとなります（以下、かかる本新規募集証券の発行を総称して「本資金調達」といいます。）。また、同取締役会において、金融商品取引法による届出の効力発生後に、本新規募集証券に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結することについても決議いたしましたので、お知らせいたします。

本新規募集証券の割当予定先であるCVI Investments, Inc.はHeights Capital Management, Inc.により運用されております。Heights Capital Management, Inc.は、世界最大級の金融コングロマリットであるSusquehanna International Groupに属しており、グループとして100件を超えるバイオテクノロジーへの投資及び資産運用の実績があります。グローバルな投資経験も豊富であり、投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく方針の投資家です。

1. 募集の概要

<本新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払込期日	2020年4月30日
(2) 新株予約権の総数	80個 第2回新株予約権付社債：40個 第3回新株予約権付社債：40個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金1,400,000,000円 第2回新株予約権付社債：金700,000,000円 第3回新株予約権付社債：金700,000,000円 (各社債の額面金額100円につき金100円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	4,534,798株 第2回新株予約権付社債：2,380,952株 上記潜在株式数は、当初転換価額である294円で転換さ

	<p>れた場合における最大交付株式数です。 上限転換価額は修正条件から実質的に当初転換価額となります。 下限転換価額は155円ですが、下限転換価額における潜在株式数は4,516,129株です。</p> <p>第3回新株予約権付社債：2,153,846株 上記潜在株式数は、当初転換価額である325円で転換された場合における最大交付株式数です。 上限転換価額は修正条件から実質的に当初転換価額となります。 下限転換価額は155円ですが、下限転換価額における潜在株式数は4,516,129株です。</p>
(5) 調達資金の額	1,400,000,000円
(6) 転換価額及びその修正条件	<p>当初転換価額 第2回新株予約権付社債：294円 第3回新株予約権付社債：325円</p> <p>第2回新株予約権付社債の転換価額は、2020年10月30日、2021年4月30日、2021年10月30日、2022年4月30日、2022年10月30日、2023年4月30日、2023年10月30日及び2024年4月30日（以下、個別に又は総称して「第2回CB修正日」といいます。）において、当該第2回CB修正日に先立つ15連続取引日において株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「第2回CB修正日価額」といいます。）が、当該第2回CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該第2回CB修正日以降、当該第2回CB修正日価額に修正されます。但し、第2回CB修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とします。</p> <p>第3回新株予約権付社債の転換価額は、2021年1月30日、2021年7月30日、2022年1月30日、2022年7月30日、2023年1月30日、2023年7月30日、2024年1月30日及び2024年7月30日（以下、個別に又は総称して「第3回CB修正日」といい、第2回CB修正日とあわせて、個別に又は総称して、「CB修正日」といいます。）において、当該第3回CB修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「第3回CB修正日価額」といいます。）が、当該第3回CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該第3回CB修正日以降、当該第3回CB修正日価額に修正されます。但し、第3回CB修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価</p>

	額は下限転換価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	CVI Investments, Inc.
(9) 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない 償還期日 第2回新株予約権付社債：2024年5月8日 第3回新株予約権付社債：2024年8月7日
(10) 償還価額	額面100円につき100円
(11) その他	<p>本買取契約において、以下の内容が定められる予定です。</p> <p>(1) 本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新規募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと <p>(2) 各 CB 修正日（営業日ではない場合には翌営業日（以下、本「(11) その他」において同じ。）において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、本社債のうち、本社債の総額の8分の1に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「本対象部分」といいます。）を、当社普通株式に転換するものとする。但し、割当予定先は、当該 CB 修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる転換の全部又は一部を、次回以降の CB 修正日に繰り延べることができる。なお、最終の CB 修正日において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、かかる繰り延べられた本対象部分及び残存する本社債の総額を、当社普通株式に転換するものとする。</p> <p>(3) 各 CB 修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円を0.9で除した金額で償還しなければならない。但し、割当予定先は、当該 CB 修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降の CB 修正日に繰り延べることができる。</p> <p>(4) 当社が本買取契約に定める取引（当社によるその全て若しくは実質的に全ての資産の処分等）を行い、かつ割当予定先が当社に償還を要求した場合又は当社に本買取契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、当社は残存する本新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円に</p>

	<p>つき 125 円又は本買取契約に定める方法により算定される時価のうちいずれか高い方の金額で償還するものとする。</p> <p>(5)本新株予約権付社債の譲渡（但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認が必要である。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p> <p>なお、本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
--	---

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2020 年 4 月 30 日
(2) 発行新株予約権数	99,500 個 第 24 回新株予約権：78,500 個 第 25 回新株予約権：21,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 14,592,000 円 第 24 回新株予約権：14,130,000 円（第 24 回新株予約権 1 個当たり 180 円） 第 25 回新株予約権：462,000 円（第 25 回新株予約権 1 個当たり 22 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：合計 9,950,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 第 24 回新株予約権：7,850,000 株 第 25 回新株予約権：2,100,000 株 第 24 回新株予約権の上限行使価額はありません。 第 25 回新株予約権の上限行使価額は修正条件から実質的に当初行使価額である 309 円となりますが、上限行使価額においても潜在株式数は変動しません。 下限行使価額はいずれも 155 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
(5) 調達資金の額	2,853,642,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	第 24 回新株予約権：当初行使価額 279 円 第 24 回新株予約権の行使価額は、2020 年 5 月 1 日を初回の修正日とし、その後毎週金曜日（以下、個別に又は総称して「第 24 回新株予約権修正日」といいます。）において、当該第 24 回新株予約権修正日に先立つ 15 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「第 24 回新株予約権修正日価額」といいます。）が、当該第 24 回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該第 24 回新株予約権修正日以降、当該第 24 回新株予約権修正日価額に修正されます。 但し、上記修正条項に従って計算された価額が下限行使価額（第 24 回新株予約権の発行要項第 11 項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整されます。）を下回る場合には、修正後の金額は下限行使価額となります。

	<p>第 25 回新株予約権：当初行使価額 309 円</p> <p>第 25 回新株予約権の行使価額は、2021 年 1 月 1 日、2021 年 7 月 1 日、2022 年 1 月 1 日、2022 年 7 月 1 日、2023 年 1 月 1 日、2023 年 7 月 1 日、2024 年 1 月 1 日及び 2024 年 7 月 1 日（以下、個別に又は総称して「第 25 回新株予約権修正日」といいます。）において、当該第 25 回新株予約権修正日に先立つ 15 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い 2 つの価額の合計金額を 2 で除した金額（1 円未満の端数切上げ）の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「第 25 回新株予約権修正日価額」といいます。）が、当該第 25 回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上下回る場合には、当該第 25 回新株予約権修正日以降、当該第 25 回新株予約権修正日価額に修正されます。</p> <p>但し、上記修正条項に従って計算された価額が下限行使価額（第 25 回新株予約権の発行要項第 11 項第（3）号、第（4）号及び第（9）号の規定を準用して調整されます。）を下回る場合には、修正後の金額は下限行使価額となります。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	CVI Investments, Inc.
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、第 24 回新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、第 24 回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が 2020 年 4 月 30 日における当社上場株式数の 10% を超えることとなる場合における当該 10% を超える部分に係る第 24 回新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、第 24 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、第 24 回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
(10) その他	<p>本買取契約において、以下の内容が定められる予定です。</p> <p>(1) 上記割当予定先への割当てを予定する本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <p>① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</p> <p>② 本新規募集証券の発行につき、差止め命令等がなされていないこと</p> <p>③ 当社株式が上場廃止となっていないこと</p> <p>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</p> <p>⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実</p>

	<p>を伝達していないこと</p> <p>(2)本新株予約権の譲渡（但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認を必要とする。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新規募集証券の概要」及び「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められる予定です。</p>
--	---

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本資金調達の主な目的

当社は、2019年3月29日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「2019年3月29日付開示」といいます。）に記載のとおり、CVI Investments, Inc. を割当先とする第三者割当により、2019年4月15日に第1回新株予約権付社債、第20回新株予約権及び第21回新株予約権を、また、2019年12月20日付「第三者割当による第23回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」（以下「2019年12月20日付開示」といいます。）に記載のとおり、CVI Investments, Inc. を割当先とする第三者割当により、2020年1月10日に第23回新株予約権をそれぞれ発行しました。

当社及びCVI Investments, Inc. は、第1回新株予約権付社債の下限転換価額並びに第21回新株予約権及び第23回新株予約権の下限行使価額につき、当初、過度に低い価額での転換又は行使による極端な希薄化の防止を理由として、それぞれ2019年3月29日付開示の直前営業日の終値の50%（291円）及び2019年12月20日付開示の直前営業日の終値の50%（257円）と設定しておりました。しかし、本年に入り中国を起源とした新型コロナウイルス（COVID-19）の感染が全世界に拡大を続けたことで、本年2月下旬以降の株式市場は特に大幅に下落し、東京証券取引所における当社普通株式の株価も大きく落ち込み、現在の株価水準は第1回新株予約権付社債の下限転換価額及び第21回新株予約権の下限行使価額を下回る水準で推移し、第23回新株予約権の下限行使価額に対してもそれを下回るか、近接した水準で推移しています。そのため、第1回新株予約権付社債については、現在の株価水準では2回目の修正日である2020年4月16日に下限転換価額を下回り、現金による償還義務が発生する可能性が高く、また第21回新株予約権及び第23回新株予約権については、新型コロナウイルスの影響が長引き当面の間株価が下限行使価額を下回る水準で推移することも予測されます。このような状況下で、転換価額修正日まで今後の株価水準の回復を待つことも検討しましたが、株価の変動率が高い状況も継続すると想定され、変動率次第では下限転換価額に抵触するリスクを回避する観点や、第23回新株予約権の下限行使価額を下回る状況が続くと資金調達が進まず当社の開発費及び事業運営費が手当出来ないリスクを回避する観点を鑑み、当社として本資金調達を実施することを判断いたしました。

具体的には、2019年3月29日付開示「1. 募集の概要<本新株予約権付社債発行の概要>（11）その他（3）」に記載のとおり、転換価額の第2回目の修正日である2020年4月16日の修正後の転換価額がその下限転換価額を下回ることとなる見込みが高く、その場合、当社に、第1回新株予約権付社債の総額の6分の1に相当する額（216,665,000円）を240,738,888円で償還する義務が生じることとなります。また、本日現在、第21回新株予約権については、発行総数の全てである9,000個が未行使、第23回新株予約権については、発行総数40,000個のうち21,690

個が未行使という状況ですが、今後もこれらの新株予約権の権利行使がされず、当初予定していた資金調達ができない可能性があります。

当社といたしましては、第1回新株予約権付社債及び第23回新株予約権の発行により調達した資金は、既にその資金の大部分を「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり充当済みであり、現在の財務状態に鑑みますと、上記のような第1回新株予約権付社債の償還を行うことは困難です。そのため、当社は、第1回新株予約権付社債についてその全てを買入消却した上で、新たに発行する新株予約権付社債によって、負債の資本への転換を促進する必要があると判断しました。また、第21回新株予約権及び第23回新株予約権につきましても、その未行使分全てを買入消却した上で、新たに発行する新株予約権の早期行使によって事業成長や研究開発のための新たな資金需要への対応を行う必要があると判断いたしました。以上の理由で、当社はCVI Investments, Inc. との間で、リファイナンス対応並びに研究開発費及び事業運営資金の調達を行うことに関する交渉を進めてまいりました。

その結果、当社は、CVI Investments, Inc. に対して、第三者割当により本新規募集証券を発行して調達した資金により、CVI Investments, Inc. が保有する第1回新株予約権付社債残額1,083,325,000円の全て並びにCVI Investments, Inc. が保有する第21回新株予約権の未行使分9,000個及び第23回新株予約権の未行使分21,690個の全てにつきそれぞれ発行価額で買入れを行うことについて合意するとともに、買入後直ちに第1回新株予約権付社債並びに第21回新株予約権及び第23回新株予約権の全てを消却することといたしました。なお、買入消却の内容につきましては、以下に記載のとおりです。

<買入消却の内容>

① 第1回新株予約権付社債の買入消却

(1) 銘柄	株式会社スリー・ディー・マトリックス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
(2) 買入日	2020年4月30日
(3) 買入金額	額面金額100円につき金100円（総額1,083,325,000円）
(4) 買入資金	本資金調達による調達資金
(5) 消却日	2020年4月30日
(6) 消却額面総額	1,083,325,000円
(7) 消却後残存額面金額	0円

② 第21回新株予約権の買入消却

(1) 銘柄	株式会社スリー・ディー・マトリックス第21回新株予約権
(2) 買入日	2020年4月30日
(3) 買入個数・金額	第21回新株予約権9,000個 1個につき金558円（総額5,022,000円）
(4) 買入資金	本資金調達による調達資金
(5) 消却日	2020年4月30日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0個

③ 第23回新株予約権の買入消却

(1) 銘柄	株式会社スリー・ディー・マトリックス第23回新株予約権
(2) 買入日	2020年4月30日
(3) 買入個数・	第23回新株予約権21,690個

金額	1個につき金 320 円（総額 6,940,800 円）
(4) 買入資金	本資金調達による調達資金
(5) 消却日	2020 年 4 月 30 日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0 個

(2) 本資金調達を選択した理由

＜本資金調達について＞

上記「(1) 本資金調達の主な目的」に記載のとおり、現状の当社普通株式の株価水準に照らした場合、2020 年 4 月 16 日に、第 1 回新株予約権付社債の総額の 6 分の 1 に当たる金額（216,665,000 円）につき、現金 240,738,888 円で償還が生じる可能性があり、また、割当先である CVI Investments, Inc. による第 21 回新株予約権及び第 23 回新株予約権の行使が進まない可能性もあります。かかる事態は、当社の成長戦略上必要な資金を想定どおり振り向けることができなくなり、好ましいものではないと考えております。

かかる観点から、第 1 回新株予約権付社債に係る償還の可能性並びに第 21 回新株予約権及び第 23 回新株予約権の行使が進まない可能性に対処すべく、本既存証券の割当先である CVI Investments, Inc. と協議・交渉を重ね、当社の現在の株価実勢に合った転換価額・行使価額での新株予約権付社債・新株予約権に組み替えた上で速やかな資金調達を可能にするために本資金調達を行うことが、当社の想定どおりの成長戦略に資金を振り向けることができ、かつ急激な希薄化を招かない、当社の事業戦略上最良の手段であるとの結論に達しました。

当社は、本既存証券の買入金額を本資金調達により調達するとともに、本資金調達による調達資金の一部は、下記「資金調達を必要とする理由」に記載の内容に即して充当致します。

＜資金調達を必要とする理由＞

当社グループは、米国マサチューセッツ工科大学（以下「MIT」といいます。）からライセンス供与を受け、独占的・全世界事業化権を保有している自己組織化ペプチド技術を基盤技術として、外科領域、再生医療領域、ドラッグ・デリバリー・システム（※1）（以下「DDS」といいます。）領域における医療機器等の研究開発を行っております。現在、当社グループは、外科領域、再生医療領域及び DDS 領域の各領域でパイプラインを有しており、当該パイプラインをグローバルに上市して製品販売による収益の拡大を目指しております。

現在、当社グループの主要パイプラインの 1 つである医療機器の止血材（以下「本止血材」といいます。）に関しては、2014 年 1 月に欧州にて CE マーキング（※2）の認証を取得し、EU 加盟国を中心に CE マーキング適用圏であるアジア、オセアニア、中南米で製品販売を開始しております。

本止血材の安全性や使用方法等の総合的な優位性が評価され、2020 年 4 月期第 3 四半期累計の製品販売は欧州で 281 百万円と前年同期比 128.8%増、オーストラリアでは 216 百万円と前年同期比 241.8%増となる等着実に販売を伸ばしておりますが、マーケティングや製品プロモーション等の先行投資が必要であり、新製品の浸透から拡大に向け時間を要している状況です。今後、欧州及びオーストラリアにおいて本止血材の販売拡大を見込んでおりますが、中長期的に成長性を持続し企業価値を拡大していくためには、本止血材の適応範囲の拡大、米国等におけるその他領域でのパイプライン開発を進めグローバルに複数の製品を上市させていく必要があります。また、開発を進めることで、提携企業からのマイルストーンペイメント収入や提携先候補との契約に基づく契約一時金収入に繋がることから、投資資金の回収、更なる開発に再投資する環境に移行し収益性の向上も見込まれます。

一方で、上記のとおり、当社グループは研究開発費用が先行する事業形態であることから、2019 年 7 月 26 日付で提出した第 15 期有価証券報告書において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識するに至り、その旨を注記しました。これに対して、事業収益の確保や費用の圧縮等の収益構造の改善に努めておりますが、2020 年 4 月期第 3 四半期累計期間においても、営業損失 1,892 百万円、経常損失 2,037 百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失 2,138 百万円を計上しており、2020 年 3 月 13 日付で提出した第 16 期第 3 四半期報告書においても継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している旨の記

載を行っております。このような現状を踏まえ、収益構造の改善のための先行投資に充当するため、今回、本既存証券の買入金額を除いた調達資金は、2019年12月20日付開示において開示されている、第23回新株予約権の資金使途として予定されていた未充当部分への手当てや新型コロナウイルスの長期化を見据えた原材料の前倒し発注及びカナダにおける販売・マーケティング体制構築や米国の販売体制強化に充当することを予定しております。当社は、これらの投資が今後の企業価値向上に向け重要なステップであると認識しており、将来の事業収益基盤を確実なものにするために必要な先行投資であると考えております。加えて、上記のような当社の財務状況を踏まえると、今後も財務基盤の安定性に配慮しながら事業拡大を行っていく必要があることから、運転資金の一部をエクイティにより調達する必要があると考えております。各開発の内容や必要資金の理由は以下のとおりです。

(日本：止血材)

日本では本止血材に関して、医療機器のカテゴリーでの上市を目指し、2011年5月に消化器外科、心臓血管外科、消化器内科の3領域で治験を実施して製造販売承認申請を行いました。止血の有効性評価に関してより精度の高い検証が必要との判断から2015年3月に製造販売承認申請を取り下げました。その後、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」といいます。)との協議を進め、内視鏡的粘膜下層剥離術下の漏出性出血に対する止血効果等の有効性評価や安全性評価を含めた総合的判断を行うという治験プロトコルを構築し、消化器内視鏡領域で臨床試験を開始するための治験計画届を2017年4月にPMDAへ提出、2017年8月より治験を開始し、2019年10月に製造販売承認申請を厚生労働省に提出しております。また消化器内視鏡領域に続き心臓血管外科や腹腔鏡手術等の消化器外科(以下「その他の外科領域」といいます。)での臨床試験に向けた前臨床試験や治験プロトコルの準備を進めております。

日本で製品を上市するまでには臨床試験(約1年)と製造販売承認の審査(約1年から2年)と大きく2つのステージがあり、臨床試験では主に安全性と有効性の確認を行い、製造販売承認の審査では試験データに基づいてPMDAの承認を受ける必要があります。本資金調達により日本での本止血材のプロモーション/製造販売体制構築と市販後調査の費用を賄うことができる資金を調達することで、製造販売承認取得後の速やかな売り上げ立ち上げに繋がることが期待されます。具体的には、本資金調達による調達資金により日本での本止血材の供給体制の整備、国内における販売提携先である扶桑薬品工業株式会社との営業販売体制の構築、また本止血材プロモーションのためのサンプル製造等、上市に向けた各種体制構築及び、上市後の市販後調査のデータ収集に際し医療機関に支払う費用、CRO(※3)への業務委託費用、データベースの管理等の費用として充当することを計画しております。

(カナダ：止血材の販売・マーケティング体制構築)

カナダでは、2019年1月に本止血材の製品登録が完了して以来、カナダ向け製品の製造や品質管理体制の構築等の準備を社内で進めてまいりましたが、2020年1月にカナダ向け初回販売を開始しました。今後は販売・マーケティング体制を本格的に構築していく必要があります。そのため現地営業社員を雇うための人件費及び製品サンプル製造や学会でのプロモーション活動等のマーケティング費用の充当を計画しております。

(米国：自社直販体制構築)

米国では、外科領域分野の新しいパイプラインとして癒着防止兼止血材の研究開発を進めてきましたが、2019年4月に耳鼻咽喉科領域を適応領域として米国食品医薬品局(以下「FDA」といいます。)より医療機器での販売を目的とした承認を取得しました。米国では当面代理店契約はせず自社直販体制による営業体制を構築・強化して計画ですので、営業社員採用等の人件費に関連する費用に充当する予定です。

(本止血材とその他パイプラインの製品供給及び製造原価改善に関する開発)

当社グループは、現在、本止血材製品を欧州、アジア、オセアニア、中南米含めグローバルに販売を開始しており、特に欧州及びオーストラリアでは売上を着実に拡大しております。また、米国では新しいパイプラインとして癒着防止兼止血材が2019年4月に米国FDAより耳鼻咽喉科領域を適応領域として医療機器での販売を目的とした承認を取得いたしました。日本におきま

しては、2019年10月に消化器内視鏡領域を適応領域として厚生労働省に対して本止血材の製造販売承認申請を提出しており、その他のパイプラインに関しましても各エリアで上市に向けた開発を進めております。このように製品パイプライン及び販売エリアが拡大していく中で、受注量が急増してもそれに対応し当社製品を欠品なく顧客に届けることが医療機器製造販売業者としての当社の重要な使命と考えております。そのためにも、常に必要な製品本数をタイムリーに安定して供給できる製造体制構築が必須です。また、受注増加への対応として製造の効率化も同時に進める必要があると考えております。そのような中、本資金調達による調達資金を来期以降の製品製造に必要な原材料の確保及び製造原価改善を目的とした製造プロセス変更のための費用として充当する予定です。

(事業運営資金)

本資金調達による調達資金の一部を人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等の事業運営費用として充当する予定です。

(ドラッグ・デリバリー・システム)

当社グループは、中長期的な企業価値の向上に向け、外科領域や再生領域に続く新しいパイプラインとして、ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発を進めております。現在までに、当社ペプチドをドラッグ・デリバリー・システムとして採用した新規の核酸医薬について国立がん研究センターをはじめとする各研究機関と共同開発をしております。

核酸医薬は従来の抗癌剤と異なり、ターゲットとなるがんにのみ作用する画期的な医薬であり、患者様のQOL向上とともに、難治性のがんに対する特効薬として注目されております。また、広島大学との共同開発中の悪性胸膜中皮腫を対象とした核酸医薬につきましても、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」といいます。）の支援を受けた非臨床での開発を進めており、2020年度に医師主導治験を開始する目標で進めております。さらに、2018年11月には、次世代のがん治療法であるホウ素中性子捕捉療法（以下「BNCT」といいます。）に使用する新規の革新的なホウ素製剤の一部として、弊社ペプチドをドラッグ・デリバリー・システムに応用する共同研究を岡山大学と開始しております。今後も開発を進め、核酸医薬及びドラッグ・デリバリー・システムに関しては、将来的に製薬会社等へのライセンスングを視野に入れ、新たな事業の柱となるよう開発を進めております。

- (※1) 必要な薬物を必要な部位に必要な長さの時間、作用させるための薬物送達システム
- (※2) EU加盟国で医療機器を流通させるために製品への表示が義務付けられている安全規格に適合していることを示すマーク
- (※3) CRO (Contract Research Organization: 受託臨床試験実施機関) とは治験業務の支援企業であり、主に試験実施計画策定や症例登録/モニタリング業務を行い、データマネジメントや統計解析等の業務を担います。

(3) 本新規募集証券の概要

上記記載のとおり、当社は本新規募集証券を発行することとなりますが、これらの証券の概要は下記のとおりとなります。

<本新株予約権付社債の概要>

本新株予約権付社債は、当社が上記「資金調達を必要とする理由」に記載の必要資金を確保したいとの理由から、原則として第1回新株予約権付社債と類似する設計となっており、その主要な相違点は当初転換価額及び下限転換価額を現在の株価水準にあわせて再設定した点となります。また、金額面でも、第2回新株予約権付社債と第3回新株予約権付社債の額面金額はそれぞれ7億円であり、その合計額である14億円は、第1回新株予約権付社債の残額である1,083,325,000円の買入消却にかかる金額の他、当社の資金ニーズと割当予定先であるCVI Investments, Inc.のクレジットリスク許容度の観点から交渉した結果、設定された金額となります。また、転換価額の修正時期について、第2回新株予約権付社債は発行後6か月後の日を初回の修正日としてその後6か月ごとに修正されていくのに対し、第3回新株予約権付社債は発行後9か月後の日を初回の修正日としてその後6か月ごとに修正されていく設計となっており、

2 回号の新株予約権付社債を発行することにより、転換価額の修正時期をずらし、より段階的な行使を志向しております。

本新株予約権付社債は、当初転換価額及び下限転換価額を現在の当社の株価水準に即して設定することで当社の資本調達目的を実現可能とする設計となっていることに加え、段階的株式転換条項(※1)や現金償還選択権(※2)が付されていることから、即時の希薄化に配慮しつつ、当社の現預金水準及び株価の水準を鑑みて、当社が当社普通株式への転換の判断を行える設計となっております。もっとも、このような本新株予約権付社債の設計にかかわらず、当社としては、現金を対価として償還を行うのではなく、転換可能期間内に本新株予約権付社債が段階的に当社普通株式に転換されることを企図して発行しております。

- (※1) 本新株予約権付社債は、一定の場合において定められた計算式に基づく株式数(各社債の総額の8分の1に相当する額又は残存する各社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分を、6か月ごとの修正日に、修正日価額と直前の転換価額のどちらか低い方に修正された転換価額(但し下限転換価額は155円)で除した数)によって株式に転換される条項を付与することで、株式への転換を促進しつつ、段階的に転換が行われ、即時の希薄化を抑制することが可能となることを企図しております。
- (※2) 当社の財務状況及び株価の水準を鑑みて、当社が株式への転換が株価にとって望ましくないと判断した場合、具体的には、例えば当社保有の現金が償還金額に比して潤沢であり、かつ株価が下限転換価額に近い水準である場合に、(※1)の段階的株式転換条項に基づく株式への転換を行わず、各社債の総額の8分の1に相当する額又は残存する各社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分を償還することを当社の権利をもって選択することで、希薄化を抑制することが可能となります。

加えて、ゼロ金利にて発行されるため、将来の金利上昇リスクを回避するとともに、成長投資資金を低コストで調達することが可能です。

また、本新株予約権付社債の発行手法として第三者割当による発行を選択することで、発行準備期間の効率化を実現しております。

なお、本新株予約権付社債の発行によるメリット及びデメリットは以下のとおりです。

- (i) メリット
 - (ア) 当社普通株式への転換の促進
現在の当社の株価水準に即した形で転換価額を設定しているため、第1回新株予約権付社債と比較して、株式への転換の促進が期待できます。
 - (イ) 段階的株式転換促進条項
将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できる為、株価インパクトの分散化が可能となります。
 - (ウ) 現金償還選択権
当社に対し、一定の場合において、株式への転換相当分について、別記「2 本新規募集証券に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容(4)」に記載の金額での現金償還を行うことが可能となる選択権が付与されている為、適宜当社の財務状況及び株価に配慮した判断を行うことが可能となります。
 - (エ) 金利コスト最小化
本新株予約権付社債はゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。
- (ii) デメリット
 - (ア) 負債比率の上昇
本新株予約権付社債の発行で調達した資金は、発行時点においては会計上の負債に分類され、資本には参入されません。第1回新株予約権付社債の総額は約10.8億円であるところ、本新株予約権付社債の総額は14億円であり、発行時点における当社の負債比率は本資金調達前と比べて上昇します。
 - (イ) リファイナンス対応が再度必要となる可能性

株式への転換が進まず、別記「1. 募集の概要 <本新株予約権付社債発行の概要>

(11) その他」(3)に記載のとおり、株価が下限転換価額を下回る水準で推移した場合には、当社に現金での償還義務が発生します。さらに、当社が現金償還を行えない状況又は当社株価が下限転換価額に近接する水準で推移し当社普通株式への転換が見込めない状況下では、リファイナンス対応が再度必要となる可能性があります。

(ウ) 低い株価で希薄化が発生する可能性

当社としましても、現状の株価水準は低いと考えており、かかる低い水準で転換価額が設定されることにより、低い価額で株式が発行される可能性があります。また、当初転換価額が上方に修正されないため、株価が下落した場合、当初転換価額を下回る水準で6か月ごとに転換価額が修正され、現状と対比してもさらに低い株価で希薄化が発生する可能性があります。

(エ) 発行価額より高い償還価額での償還が必要となる可能性

上記(イ)に記載のとおり、株式への転換が進まず、株価が下限転換価額を下回る水準で推移した場合には、当社に現金での償還義務が発生しますが、その場合、当社は本対象部分を、各社債の金額100円につき100円を0.9で除した金額で償還しなければならず、発行価額より高い償還価額での償還が必要となる可能性があります。

<本新株予約権の概要>

第24回新株予約権は、当社が上記「本資金調達について」に記載の必要資金を確保したいとの理由から、原則として第23回新株予約権と類似の設計となっており、主要な相違点としては、①第23回新株予約権の行使価額が行使のたびに修正される設計だったのに対して、第24回新株予約権は週ごとに修正される設計となっている点、②行使価額修正の基準が、第23回新株予約権が直前取引日の売買高加重平均価格の90%に相当する金額であったのに対して、第24回新株予約権は修正日に先立つ15連続取引日における売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額となっている点、並びに③当初行使価額及び下限行使価額が現状の株価水準にあわせて再設定されている点があります。第24回新株予約権は、当初行使価額及び下限行使価額を現在の当社の株価水準に即して設定することで当社の資金調達目的を実現可能とする設計となっていることに加え、毎週行使価額が修正される結果、手元で必要な資金を速やかに調達することが可能となる設計となっております。

第25回新株予約権は、第21回新株予約権のリファイナンスに対応するものであり、その内容は、行使価額修正の計算式や修正のタイミング等で細かな違いはあるものの、第21回新株予約権の発行条件と基本的に同等となっております。第25回新株予約権は、発行後8か月後の日を初回として、その後6か月ごとに行使価額が修正される設計となっており、また行使価額は下方にしか修正されない設計となっております。

本新株予約権の発行によるメリット及びデメリットは以下のとおりです。

(i) メリット

(ア) 新株予約権の行使の促進

現在の当社の株価水準に即した形で行使価額を設定しているため、第21回新株予約権及び第23回新株予約権と比較して、新株予約権の行使の促進が期待できます。

(イ) 資金調達金額の増加の可能性

第24回新株予約権については、将来的に株価が上昇し、行使価額が上方に修正された場合、資金調達金額を増加させることが可能となります。

(ウ) 株価への影響の軽減

本新株予約権はいずれも、行使価額が定められた計算式で計算され自動で修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回るなどの株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

(エ) 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は予め限定されています。

(ii) デメリット

(ア) 当初に満額の資金調達ができない

新株予約権による特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされることから、当初に満額の資金調達はできないこととなります。

(イ) 低い株価で希薄化が発生する可能性

当社としまして、現状の株価水準は低いと考えており、かかる低い水準で行使価額が設定されることにより、低い価額で株式が発行される可能性があります。また、特に第25回新株予約権につきましては、当初行使価額が上方に修正されないため、株価が下落した場合、当初行使価額を下回る水準で6か月ごとに行使価額が修正され、現状と対比してもさらに低い株価で希薄化が発生する可能性があります。

(ウ) 株価低迷時に、権利行使がなされない可能性

株価が行使価額を下回って推移した場合、権利行使がされず、本新株予約権の行使による資金調達ができない可能性があります。また、当社と割当予定先との間で割当予定先による新株予約権の行使を促進するような取決めもありません。

(エ) 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は純投資を目的としており、本新株予約権の行使以降は、株価及び出来高の状況等により、保有株式を市場で売却する可能性があります。そのため、当社株式の流動性の状況によっては、当社株価が下落する可能性があります。

(オ) 資金調達金額の上限が固定されている

第25回新株予約権については、その設計上、当初行使価額が上限行使価額となります。そのため、株価が当該金額を超えて上昇した場合であっても、行使価額が下方にしか修正されない結果として、株価と行使価額が乖離する可能性があり、資金調達金額も限定的なものとなる可能性があります。

なお、当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結いたします。本買取契約においては以下の内容が定められる予定です。

本新株予約権の買取りに係る条項

当社が本買取契約に定める取引（当社によるその全て若しくは実質的に全ての資産の処分等）を行った場合又は当社に本買取契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、割当予定先が第25回新株予約権への投資を行うにあたって当初想定した前提に重大な変更が生じることに鑑み、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は第25回新株予約権を当該時点における合理的な価格として、本買取契約に定めるブラック・ショールズ価格（ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格）で買い取るものとされています。

<その他の資金調達方法について>

上記「(1) 本資金調達の主な目的」に記載のとおり、当社の現在の株価水準を前提とすれば、今後、第1回新株予約権付社債の償還義務が発生するリスク並びに第21回新株予約権及び第23回新株予約権の行使が進まないリスクが高い状態と判断いたしました。そのため前回第三者割当の割当先である CVI Investments, Inc. とリファイナンスの協議・交渉を行い、第1回新株予約権付社債並びに第21回新株予約権及び第23回新株予約権の条件を変更した上で、新株予約権付社債及び新株予約権によるリファイナンスを行うことといたしました。

なお、割当予定先への新株式の発行においては即時に希薄化が生じ、また社債の発行では資本への転換の機会がなく、かつ、低金利環境とはいえ、本新株予約権付社債と異なり一定程度の金利負担が発生するというデメリットがあります。また、他の割当先に対するファイナンスにおいては、割当予定先と同等以上に最善のファイナンス手段を提供できない可能性があり、既に当社への理解がある割当予定先と違い、投資判断において一定の時間を要することが想定されることから、現実的ではないと判断いたしました。また、借入れ等については、当社の財務状況に照らすと、その増額が困難な状況であることに加え、上記社債の発行等のデメリットと同様に資本

への転換の機会がなく、一定程度の金利負担が発生し、さらに金利負担が上昇する可能性もあるというデメリットがあるため、いずれも今回の資金調達においては適切ではないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・払込金額の総額	4,253,642千円
・発行諸費用の概算額	35,000千円
・差引手取概算額	4,218,642千円

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の保有者とその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
2. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に本資金調達に係るキャンターフィッツジェラルド証券株式会社へのエージェント費用、弁護士費用、本募集証券の公正価値算定費用、割当予定先の調査費用その他事務費用（有価証券届出書作成費用等）等の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額4,218,642,000円につきましては、残存する本既存証券の未行使分の買入を行ったうえで、差額の資金につきましては、前回の増資で予定していた資金使途に充当していくとともに、カナダにおける販売・マーケティング体制構築や米国の直販体制強化のための費用及び運転資金に充当する予定です。

本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 本既存証券の買入資金	1,095	2020年4月
② 本止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用	305	2020年5月～2023年7月
合計	1,400	

(注) 1 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
② 本止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用	972	2020年5月～2023年7月
③ 日本における本止血材の上市に向けたプロモーション／製造販売体制構築及び市販後調査に関する費用	200	2020年5月～2023年7月
④ カナダにおける販売体制構築及びマ	170	2020年5月～2023年7月

マーケティング関連費用		
⑤ 米国における販売体制強化に関する費用	167	2020年5月～2023年7月
⑥ 事業運営費用	753	2020年5月～2023年7月
⑦ ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用（核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用）	556	2020年5月～2023年7月
合計	2,818	

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権の所有者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、②から⑦までの順に優先的に充当した上で、他の資金調達による充当又は規模縮小等の方法により対応する予定です。

上記表中に記載した各資金使途の詳細については、以下のとおりです。

① 本既存証券の買入資金

残存する本既存証券の買取のため 1,095 百万円を充当する予定です。その内訳は、第1回新株予約権付社債の買入消却のために約 1,083 百万円、第21回新株予約権の買入消却のために約 5 百万円、第23回新株予約権の買入消却のために約 7 百万円となります。

② 本止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用

当社グループは、現在、本止血材製品を欧州、アジア、オセアニア、中南米含めグローバルに販売開始しております。今期は欧州において 2019 年 6 月に FUJIFILM Europe と欧州全域における消化器内視鏡手技向けの独占販売契約を締結しております。さらに、2020 年 1 月には独占販売契約のエリアを中東諸国に広げており、今後はさらに大きなロットでの製品オーダーを受けることを予測しております。また、今期は米国におきまして耳鼻咽喉科領域における癒着防止兼止血材の販売も開始しており、当社製品を欠品なく受注どおりに顧客に届けることがこれまで以上に当社の重要な課題の一つとなります。そのためにも、常に必要な製品本数をタイムリーに安定して供給できる製造体制構築が必須です。そのような中、来期以降の製品製造に必要な原材料の確保及び製造原価改善とその開発に関する費用として、前回の資金調達により 400 百万円を調達・充当することとしておりましたが、現時点で 173 百万円の調達となっており、不足分の 227 百万円を今回調達する必要があります。さらに、中東エリアへの販売拡大に向けた原材料確保や原材料仕入先が中国であり新型コロナウィルスの鎮静化の見通しが不透明であることから、今後原材料を想定通りに仕入れることができなくなるリスクを回避するべく前倒しで調達を進めるために、追加で 1,050 百万円を今回調達する資金から充当することとし、合計 1,277 百万円を 2020 年 5 月から 2023 年 7 月までの期間において、原材料調達と製造原価改善を目的とした製造プロセス変更のための費用として充当する予定です。

③ 日本における本止血材の上市に向けたプロモーション／製造販売体制構築及び市販後調査に関する費用

日本におきましては、2019 年 10 月に消化器内視鏡領域を適応領域として厚生労働省に対して本止血材の製造販売承認申請を提出しております。今後承認が取得できることを前提として、日本での本止血材の供給体制の整備、国内における販売提携先である扶桑薬品工業株式会社との営業販売体制の構築、また本止血材プロモーションのためのサンプル製造等、上市に向けた各種体制構築及び、上市後の市販後調査のデータ収集に際し医療機関に支払う費用、CRO への業務委託費用、データベースの管理等の費用として、2020 年 5 月から 2023 年 7 月までの期間において本資金調達による調達資金のうち 200 百万円を充当したいと考えております。

本資金使途に関しましては、前回の増資で資金調達が出来なかった内容と同一となります。

④ カナダにおける販売・マーケティング体制構築関連費用

当社グループは、現在、本止血材製品を欧州、アジア、オセアニア、中南米含めグローバルに販売を開始しております。カナダにおきましても2020年1月に販売代理店向けの出荷を開始しました。今後は販売・マーケティング体制強化の為、現地で営業社員を雇用し、タイムリーな代理店支援ができる体制を構築していく計画です。

そのため、本資金調達による調達資金のうち170百万円を2020年5月から2023年7月までの期間において、人件費及び製品サンプル製造や学会でのプロモーション活動等のマーケティング費用として充当する予定です。

⑤ 米国における販売体制強化に関する費用

当社グループは、現在、本止血材製品を欧州、アジア、オセアニア、中南米含めグローバルに販売を開始しております。米国では既に外科領域分野の新しいパイプラインとして癒着防止兼止血材の研究開発を進め、2019年4月に米国FDAより耳鼻咽喉科領域を適応領域として医療機器での販売を目的とした承認を取得しております。米国での販売は、代理店を使わず直販で行っていくため、広大な米国の全域をカバーしていくための営業社員の増員を計画しています。そのため、今般の資金調達による調達資金のうち167百万円を2020年5月から2023年7月までの期間において、人件費及び採用費として充当する予定です。

⑥ 事業運営費用

当社は、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続している状況にあり、また、当面かかる状態が継続することが見込まれます。そのため、当社は、2020年5月から2023年7月までの期間における事業運営費用（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部を本資金調達により調達し充当する予定です。

⑦ ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用（核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用）

当社グループは、中長期的な企業価値の向上に向け、外科領域や再生領域に続く新しいパイプラインとして、ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発を進めております。

現在までに、当社ペプチドをドラッグ・デリバリー・システムとして採用した新規の核酸医薬について国立がん研究センターとの共同開発がなされ、AMEDの支援のもと、難治性の乳がんに対する新規核酸医薬（TDM-812）として医師主導治験（Phase I）を推進しております。

核酸医薬は従来の抗癌剤と異なり、ターゲットとなるがんにのみ作用する画期的な医薬であり、患者様のQOL向上とともに、標準療法が効を奏さない「トリプルネガティブ乳がん」等難治性のがんに対する特効薬として注目されております。また、広島大学との共同開発中の悪性胸膜中皮腫を対象とした核酸医薬につきましても、AMEDの支援を受けた非臨床での開発を進めており、2020年度に医師主導治験を開始する目標で進めております。また、骨肉腫治療に向けた核酸医薬については旧厚生労働省科学研究費補助金にて基礎的な非臨床検証が既になされており、米国を中心とした医薬開発への展開、動物治療用医薬への展開等に向けてもう一段階開発を進める計画でもあります。さらに、2018年11月には、次世代のがん治療法であるホウ素中性子捕捉療法（BNCT）に使用する新規の革新的なホウ素製剤の一部として、弊社ペプチドをドラッグ・デリバリー・システムに応用する共同研究を岡山大学と開始しております。

本資金使途に関しましては、前回の資金調達において必要な調達が出来なかったため、前回の増資で予定していた556百万円を本資金調達にて調達し、2020年5月から2023年7月までの期間において、核酸及びペプチドの購入、非臨床での有効性の検証試験実施、安全性試験の実施、治験薬の製造、治験の実施等のために充当する予定です。なお、核酸医薬及びドラッグ・デリバリー・システムに関しては、早期の治験終了後に製薬会社等へのライセンスングを視野に入れ開発を進めております。

なお、前回及び前々回の資金調達に伴う現在までの調達金額及び充当状況については、以下のとおりです。

(前回の資金調達)

具体的な用途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
① オーストラリアにおける販売及びマーケティング体制の強化に関する費用 (注)	200	50	2020年1月～2022年4月
② 米国における本止血材とその他のパイプラインの研究開発及び承認申請に関する費用 (注)	300	50	2020年1月～2022年4月
③ 本止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用	173	100	2020年1月～2022年4月
④ ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用 (核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用)	0	0	2020年1月～2022年4月
⑤ 日本における本止血材の上市に向けたプロモーション/製造販売体制構築及び市販後調査に関する費用	0	0	2020年5月～2022年4月
⑥ 運転資金	0	0	2020年1月～2022年4月
合計	673	200	

(注) 前回の資金調達の具体的な用途①及び②につきましては、前回の資金調達におきまして、全額調達済みです。

(前々回の資金調達)

具体的な用途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
① PuraSINUS Gel (癒着防止材)の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用	500	500	2019年5月～2022年4月
② PuraDerm (創傷治癒材)の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用	300	300	2019年5月～2021年4月
③ 本止血材及び研究開発中パイプライン用の原材料調達費用	500	500	2019年5月～2021年4月
④ 日本におけるその他の外科領域での本止血材の製品化に向けた開発費用 (治験費用及び申請関連費用)	500	300	2019年8月～2022年4月
⑤ ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用 (核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用)	145	145	2019年8月～2022年4月
⑥ 欧州における粘膜隆起材の研究開発費用	139	139	2019年8月～2022年4月

合計	2,084	1,884	
----	-------	-------	--

(注) 第1回新株予約権付転換社債により調達した資金は、前々回の資金調達の具体的な使途①乃至③に2020年3月までに充当済です。なお、いずれも調達時の支出予定時期よりも早期に充当がなされておりますが、これは米国市場向け製品の製造、プロモーション/販売体制の早期構築を目指し充当したためです。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

①第2回新株予約権付社債

当社は、第2回新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した第2回新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、第2回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2020年4月13日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（309円）、配当額（0円）、無リスク利子率（▲0.1%）、当社株式の株価変動性（58%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施し、第2回新株予約権付社債が第3回新株予約権付社債に先行して転換されること等）を置き、第2回新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、第2回新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、第2回新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。また、第2回新株予約権付社債の転換価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、6か月ごとに、修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの金額の平均値の90%に相当する金額に修正されるものとし、当初の転換価額については2020年4月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額、下限転換価額については2020年4月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を50%下回る金額（1円未満の端数切上げ）に設定されており、最近6か月間の当社株価の水準と比べれば低い水準とはなりますが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはなく、また第1回新株予約権付社債に係る現金償還を回避するという理由に鑑みれば、やむを得ないものと考えております。また、転換価額の下修正条項があり実質的に当初転換価額が上限である修正条件については、第2回新株予約権付社債の発行により資本への転換が期待できることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。当社は、第2回新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額（各社債の金額100円につき金99.2円から金102.4円）の範囲内であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価（社債額面100円当たり16.2円から24.4円）が新株予約権の公正な価値（社債額面100円当たり8.9円から9.0円）を上回っていることから、第2回新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、第2回新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、第2回新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値

評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

②第3回新株予約権付社債

当社は、第3回新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した第3回新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、第3回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2020年4月13日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（309円）、配当額（0円）、無リスク利率（▲0.1%）、当社株式の株価変動性（58%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施し、第2回新株予約権付社債が第3回新株予約権付社債に先行して転換されること等）を置き、第3回新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、第3回新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、第3回新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。また、第3回新株予約権付社債の転換価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、6か月ごとに、修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの金額の平均値の90%に相当する金額に修正されるものとし、当初の転換価額については2020年4月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%に相当する金額、下限転換価額については2020年4月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を50%下回る金額（1円未満の端数切上げ）に設定されており、最近6か月間の当社株価の水準と比べれば低い水準とはなりますが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはなく、また第1回新株予約権付社債に係る現金償還を回避するという理由に鑑みれば、やむを得ないものと考えております。また、転換価額の下方修正条項があり実質的に当初転換価額が上限である修正条件については、第3回新株予約権付社債の発行により資本への転換が期待できることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。当社は、第3回新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額（各社債の金額100円につき金96.0円から金100.8円）の範囲内であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価（社債額面100円当たり17.2円から25.9円）が新株予約権の公正な価値（社債額面100円当たり10.7円から10.8円）を上回っていることから、第3回新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、第3回新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、第3回新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

③第24回新株予約権

当社は、第24回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結した本買取契約に定められた諸条件を考慮した第24回新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、第24回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2020年4月13日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（309円）、配当額（0円）、無リスク利率（▲0.1%）、当社株式の株価変動性（58%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施

し、第 24 回新株予約権が第 25 回新株予約権に先行して権利行使されること等)を置き、第 24 回新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(新株予約権 1 個当たり 178 円から 181 円)を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、第 24 回新株予約権の 1 個の払込金額を 180 円としています。また、第 24 回新株予約権の行使価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、1 週間ごとの修正日に先立つ 15 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額に修正されるものとし、当初の行使価額については 2020 年 4 月 13 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額、下限行使価額についてはその 50%に相当する金額(1 円未満の端数切上げ)に設定されており、最近 6 か月間の当社株価の水準と比べれば低い水準とはなりますが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはなく、また第 1 回新株予約権付社債に係る現金償還を回避するという理由に鑑みれば、やむを得ないものと考えております。第 24 回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されている第 24 回新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役 3 名(うち社外監査役 3 名)全員から、第 24 回新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

④第 25 回新株予約権

当社は、第 25 回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結した本買取契約に定められた諸条件を考慮した第 25 回新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、第 25 回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2020 年 4 月 13 日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(309 円)、配当額(0 円)、無リスク利率(▲0.1%)、当社株式の株価変動性(58%)及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施し、第 24 回新株予約権が第 25 回新株予約権に先行して権利行使されること等)を置き、第 25 回新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(新株予約権 1 個当たり 21 円から 22 円)を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、第 25 回新株予約権の 1 個の払込金額を 22 円としています。また、第 25 回新株予約権の行使価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、6 か月ごとの修正日に先立つ 15 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い 2 つの金額の平均値の 90%に相当する金額に修正されるものとし、当初の行使価額については 2020 年 4 月 13 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額、下限行使価額についてはその 50%に相当する金額(1 円未満の端数切上げ)に設定されており、最近 6 か月間の当社株価の水準と比べれば低い水準とはなりますが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはなく、また第 1 回新株予約権付社債に係る現金償還を回避するという理由に鑑みれば、やむを得ないものと考えております。また、行使価額の下方修正条項があり実質的に当初転換価額が上限である修正条件については、第 25 回新株予約権の発行により資本金の調達が可能であることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。第 25 回新株予約権の発行

価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されている第 25 回新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）全員から、第 25 回新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数（4,534,798 株）及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（9,950,000 株）を合算した総株式数は 14,484,798 株（議決権数 144,847 個）（但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数 9,032,258 株を合算した総株式数は 18,982,258 株（議決権数 189,822 個））であり、2019 年 10 月 31 日現在の当社発行済株式総数 30,037,450 株（議決権総数 300,311 個）に対して、48.22%（議決権総数に対し 48.23%）の希薄化（本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合は 63.20%（議決権総数に対し 63.21%）の希薄化）（小数点第三位を四捨五入）が生じるものと認識しております。なお、本資金調達の実施と同時に買入消却が予定されているものの、本資金調達より 6 か月以内に発行された第 23 回新株予約権の目的である当社普通株式 4,000,000 株（議決権数 40,000 個）を上記の本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合における本資金調達による交付株式数に合算した総株式数は 22,982,258 株（議決権数 229,822 個）であり、2019 年 10 月 31 日現在の当社発行済株式総数 30,037,450 株（議決権総数 300,311 個）に対して、76.51%（議決権総数に対し 76.53%）の希薄化（小数点第三位を四捨五入）が生じることとなります。

他方で、別記「2. 募集の目的及び理由（1）本資金調達の主な目的」に記載のとおり、第 1 回新株予約権付社債に係る現金償還を回避するとともに、第 23 回新株予約権による調達を予定していた資金を確保するために、本資金調達による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、その規模はかかる資金調達の必要性に照らして最低限必要と考えられる規模に設定されています。また、本資金調達は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ、さらに上記「（1）発行条件が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、払込金額には合理性が認められます。なお、別記「6. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先の保有方針は純投資であると聞いており、割当予定先によって市場で当社株式を売却されるおそれがありますが、当社株式の取引量（直近 6 か月の 1 日平均売買高 324,577 株）から、市場で吸収できる当社株式の流動性が十分にあると考えております。以上の事情を踏まえれば、希薄化が株主の皆様と与える影響を考慮してもなお、本資金調達には必要性及び相当性が認められると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（注）非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、当社取締役の新井友行が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて Investment Manager である Martin Kobinger 氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。なお、割当予定先が開示の同意を行わない理由につきましては、CVI Investments, Inc. を含む Susquehanna International Group に属するエンティティは全て、外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

(1) 名称	CVI Investments, Inc.	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2015年7月1日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Heights Capital Management, Inc.
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201N オレンジストリート、ワン・コマース・センター
	代表者の役職・氏名	Investment Manager Martin Kobinger
	事業内容	投資
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	当該ファンドは当社第1回新株予約権付社債並びに第20回、第21回及び第23回新株予約権の割当先です。また、2020年4月14日現在、当社の普通株式200,050株を保有していますが、うち200,000株は2019年12月20日付で当社の株主である永野恵嗣から借り受けた株式であり、その全てを払込期日又は割当日までに返還する予定です。
	当社と業務執行組合員との関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との関係	該当ありません。

(注) 当社は、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、割当予定先から、割当予定先及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。さらに、割当予定先及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、及び割当予定先及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング(代表取締役：古野啓介、本社：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号虎ノ門アネックス6階)に調査を依頼し、2020年4月7日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い世界経済や金融市場等に影響が拡大し、当社株価も少なからず影響を受け下落しております。前回発行の第23回新株予約権の行使が進まない状況が続き、第1回新株予約権付社債も部分償還日が近づく中で下限転換価額を割り込むなど資金調達に影響が出ております。

これらの状況が今後もどの程度継続し影響を及ぼすのか将来の見通しを予測するのが難しく、不確

実性が高まる中で、2020年3月上旬にリファイナンスを早急に検討開始いたしました。その後も金融市場への影響が取まらない状況においては資金確保の確実性が重要視されることから、2020年3月中旬にキャンターフィッツジェラルド証券株式会社をエージェントとして、前回の割当先 CVI Investments, Inc. の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc. のアジア地域統括責任者に対しリファイナンスの相談を行ったところ、具体的な資金調達提案を受けるに至りました。

本内容を社内で協議・検討した後に、本資金調達のスキームが、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達ができる点において、割当予定先の属性を含め当社内にて協議・検討しましたが、割当予定先は機関投資家として保有資産も潤沢であり、また、割当予定先の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc. は、以下の概要や特色を有することから、今般の資金調達の割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本資金調達のスキームを採用し、CVI Investments, Inc. を割当予定先とすることを決定いたしました。

○投資家概要

- ・世界最大級の金融コングロマリットである Susquehanna International Group に属する共通支配下の会社の一つであること
- ・Susquehanna International Group に属する会社（割当予定先を含む。）において100件を超えるバイオテクノロジーへの投資及び資産運用の実績を有していること
- ・グローバルな投資経験が豊富で2018年にマザーズ上場の株式会社ジーエヌアイグループに出資する等、日本でも多数の投資実績を有し、かつ投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく方針であること
- ・専属のリサーチアナリストチームを擁し、中長期的な目線での投資分析力を有すること

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新規募集証券について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、当社取締役の岡田淳、永野恵嗣及び新井友行が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて Investment Manager である Martin Kobinger 氏より本新規募集証券に関する割当予定先の保有方針は、純投資であると聞いております。また、本買取契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.99%を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わない旨を盛り込んでおります。

また、割当予定先と締結予定の本買取契約において、第24回新株予約権について行使数量制限が定められる予定です。詳細につきましては、上記「1. 募集の概要 <本新株予約権発行の概要>（9）譲渡制限及び行使数量制限の内容」をご参照ください。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先との間で締結する予定の本買取契約において、割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受ける予定です。また、当社は、割当予定先から、割当予定先が作成し、EISNERAMPER LLP（所在地：750 Third Avenue, New York, NY 10017, United States）が監査した2018年12月31日現在の財産目録を受領しており、また、当社取締役の岡田淳、永野恵嗣及び新井友行が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて Investment Manager である Martin Kobinger 氏に対するヒアリングにより現金化できる流動資産があること及び自己資金での払込みであることを2020年3月18日に確認しており、割当予定先に割り当てられる本新規募集証券の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。もっとも、2018年12月31日以降の財産目録については本書の日付現在作成されておらず、直近時点での財産目録は確認ができておりません。そのため、上記のヒアリングの結果にかかわらず割当予定先に急激な財産変動が生じている場合、払込みや新株予約権の行使がされないリスクがあります。なお、割当予定先は、Susquehanna International Group が有する自己資金で運用する機関投資家です。

（5）株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

(6) ロックアップについて

- ①当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後 270 日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等を行わない旨を合意する予定です。
- ②当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から本新規募集証券が残存している期間中、事前の両当事者の承認及び誠実な協議なく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、又は(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行若しくは処分又は売却を行わず、また当社の子会社等にもかかる証券等の発行若しくは処分又は売却を行わせない旨を合意する予定です。
- ③上記①及び②は、本資金調達並びに本新規募集証券又は発行済みのストック・オプションの転換又は行使による当社普通株式の交付（但し、発行済みのストック・オプションの行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。）、株式分割又は株主割当による当社普通株式の発行、株主への新株予約権無償割当及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社の取締役等へのストック・オプションの付与（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。）及び当該ストック・オプションの行使による当社普通株式の交付、その他日本法上の要請による場合等を除く旨が定められる予定です。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2019年10月31日現在)	
永野 恵嗣	6.03%
佐々木 桂一	2.97%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMPJ	2.55%
扶桑薬品工業株式会社	2.13%
F F アクセラレーター 1 号投資事業有限責任組合	1.67%
株式会社 S B I 証券	1.52%
株式会社アイル	1.33%
楽天証券株式会社	1.32%
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	1.15%
ML PRO SEGREGATION ACCOUNT	1.12%

- (注) 1. 本新規募集証券について、割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。
2. 持株比率は発行済株式総数（自己株式を含みます。）に対する比率を記載しております。また、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3. 募集前の持株比率は、2019年10月31日現在の株主名簿上の株式数を基に算出しております。

8. 今後の見通し

本資金調達による2020年4月期の業績に与える影響は軽微であります。

また、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は適時適切に開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本資金調達により、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数 9,032,258 株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 9,950,000 株を合算した総株式数 18,982,258 株に係る議決権数 189,822 個については、当社の総議決権数 300,311 個（2019年10月31日現在）に占める割合が 63.21%と 25%以上となります。また、本有価証券届出書

提出日前6か月以内に発行された第23回新株予約権の目的である当社普通株式4,000,000株を上記の本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合における本資金調達による交付株式数に合算した総株式数22,982,258株に係る議決権数は229,822個であり、2019年10月31日現在の当社総議決権数300,311個に対して76.53%の希薄化（小数点第三位を四捨五入）が生じますが、第23回新株予約権は、当社が、本資金調達により、その買入日（2020年4月30日）に消却することを予定しています。

このことから、東京証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。当社は、本資金調達による調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び別記「2. 募集の目的及び理由（1）本資金調達の主な目的」に記載のとおり、第1回新株予約権付社債に係る現金償還を回避するために迅速に本資金調達による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である加本亘弁護士（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所）、当社の社外取締役である島村和也弁護士・公認会計士と当社の社外監査役である大毅弁護士の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2020年4月14日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

意見の結論

本資金調達について必要性及び相当性が認められる。

結論に至った理由

①必要性

本資金調達について当社から本第三者委員会に説明を行った内容は以下のとおりである。当社の研究開発や事業運営資金の確保のために資金が必要であり、そのために2019年4月に新株予約権付社債と新株予約権（第1回新株予約権付社債及び第21回新株予約権）を、そして2020年1月に新株予約権（第23回新株予約権）をそれぞれ割当て予定先に対して発行することで資金を調達したところ、本年になって新型コロナウイルスの感染が世界に拡大したことで2月以降の株式市場は大幅に下落して、当社の普通株式の株価も大きく落ち込み上記の新株予約権の下限行使価格を下回る状態に至ったために、同新株予約権の行使が進まない状況に至った。それは当初の資金調達の目的が十分に達成できないことを意味し、そのままでは当社の研究開発活動や事業運営において著しく支障が生じて当社の企業価値を大きく損ねる可能性が生じている。更には同様の理由（株価の落ち込みにより新株予約権付社債の転換権行使が進まない状況）により、第1回新株予約権付社債の償還が難しくなっている。そこで、上記の既存の新株予約権付社債と新株予約権についてリファイナンスのために買入消却した上で、この状況にふさわしい行使条件にて新株予約権付社債と新株予約権を新たに発行することで研究開発や事業運営に必要な資金を確保することが必要である。必要とする資金の具体的な内訳は、①リファイナンスのために約11億円、②止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用のために約13億円、③日本での止血材の上市に向けたプロモーションや製造販売体制構築、市販後調査に関する費用として約2億円、④米国における販売体制強化のための費用として約1億6700万円、⑤カナダにおける販売体制構築やマーケティング関連費用として約1億7000万円、⑥事業運営費用として約7億5300万円、⑦ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用（核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用）として約5億5600万円である。

以上のために約42億円の資金調達が必要とする当社の説明に関して、本第三者委員会としては、特に合理性を疑うような事情を全く認識していない。したがって、本資金調達の必要性について、問題なく認められると考える。

②相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

当社は本第三者委員会に対して、他の資金調達手段として、新株発行、社債の発行、借入について検討したこと、新株発行について、即時に希薄化という既存株主への不利益をもたらす点で妥当では

ないと考えていること、社債発行と借入については、資本への転換の機会がなく、一定程度の金利負担が生じることがデメリットと考えたこと、他方、割当予定先に対して既に発行している新株予約権付社債と新株予約権について、買入消却した上で、同種の有価証券で発行条件を修正したものを同一の割当先に対して発行することは、上記のデメリットが減殺される上に、最も迅速に実行できることから、当社としては最善のファイナンス手法と考えたことを説明した。

本第三者委員会としては、当社の説明には合理性があると考え、他の資金調達手段との比較の観点から本資金調達の相当性が認められると考える。

(イ) 割当先について

割当予定先は、前回の新株予約権付社債及び新株予約権発行の際の割当先でもあり、その際にも当社は外部の調査会社に対して割当予定先に関する調査を依頼して反社会的勢力か否かの観点から特に懸念事項がないことを確認した。本資金調達に際して、慎重を期して、調査会社に再度、調査を依頼して、引き続き懸念事項が生じていないことを確認している。以上の経緯を経たうえで、本第三者委員会としては、割当予定先について、本資金調達の割当先として相当であると考え。また、本第三者委員会では、前回の新株予約権付社債及び新株予約権発行と同一の割当先に発行することの相当性について協議し、株価が想定以上に下落して新株予約権の行使が進まない状況はやむを得ないとの結論に達しており、この観点からも割当予定先の相当性には問題ないと考え。

(ウ) 発行条件について

発行条件のうち、まず発行価額の相当性の検討において、本第三者委員会は、新株予約権付社債及び新株予約権の評価額の相当性の検討に注力した。なぜなら、本資金調達において新株予約権付社債や新株予約権の発行価額はその評価額のレンジの範囲内であり、評価額が相当であれば発行価額の相当性も根拠づけられると考えたからである。そして評価額の相当性を検討するための具体的な手法として、第三者評価機関として赤坂国際会計に当該評価額の算出を依頼し、同社の作成にかかる評価書を検討し、かつ同社担当者による本第三者委員会の会議への出席の上で各委員による質疑応答を実施した。その結果、本第三者委員会としては、評価額の相当性を疑うような点を特に見出していない。次に、その他の発行条件については、当社と割当予定先との間の交渉にかかる契約書案を検討し、当社の代理人弁護士が十分に当該交渉に関与していることを確認した上で、特に問題はないと考えている。以上から、本第三者委員会としては、発行条件の相当性は認められると考える。

(エ) 希薄化について

本資金調達の結果、当社の既存株主において持株比率の大きな希薄化という不利益が発生することになる。この点に関して、本第三者委員会では、本資金調達について、既存の株主にとって、そのような希薄化という不利益を超えてまで行うメリットがあるのか否かという観点から相当性の有無について協議した。当社のビジネスモデルや当社の研究開発の現状に照らして、研究開発や事業運営資金について多額の資金を調達する必要があることは明白であり、資金の調達を十分にできなければ、当社のビジネスモデルにとって本質的に必要な研究開発を十分に行えなくなるなど、当社の企業価値を拡大できない状況に至る可能性があると思われる。そのために前回の新株予約権付社債と新株予約権の発行を行ったが、本年になって新型コロナウイルスの感染の拡大、ひいては世界的なパンデミックの状況に至り、日本国政府が緊急事態宣言を出す異常な状況になっている。その結果、当社の株価が大きく下がり、その下がり幅が想定を大きく超えて、前回の新株予約権付社債や新株予約権の行使が進まず、資金が想定外に調達できないことになっている。これに対応するためには、前回の新株予約権付社債や新株予約権について買入消却を行い、あらためて同種の有価証券について発行条件を修正して（第23回新株予約権の当初行使価額462円から比較すると、今回の第24回及び第25回新株予約権の下限行使価額155円は、33.55%に相当する。）現状に鑑みて新株予約権付社債の転換権行使や新株予約権の行使が進みやすいようにして発行することでリファイナンスを行うことは、迅速に資金調達できることにもなり、極めて現実的かつ合理的な選択肢であるといえる。以上を踏まえると、本第三者委員会としては、本資金調達について、既存株主に希薄化という不利益をもたらすものの、当社の企業価値を高めるという意味で、その不利益を上回るメリットがあり、相当性が認められると考える。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2020年4月14日付の取締役会において、本資金調達を行うことを決議いたしました。

(※) 当社と加本互弁護士との間には顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結) (単位:千円。特記しているものを除きます。)

	2017年4月期	2018年4月期	2019年4月期
事業収益	615,852	228,615	328,847
営業損失	1,240,478	1,874,620	2,267,201
経常損失	1,270,163	1,767,071	2,426,127
当期純損失	1,392,571	1,866,217	2,554,559
1株当たり当期純損失(円)	64.62	81.26	97.41
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	105.84	76.75	40.34

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2019年10月31日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	30,037,450株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	3,389,552株	11.28%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	5,124,566株	17.06%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—

(注) 上記潜在株式数の総数のうち、501,800株分は当社ストック・オプション制度に係るものであり、残りは本既存証券に係るものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年4月期	2018年4月期	2019年4月期
始値	1,020円	711円	691円
高値	1,218円	1,144円	932円
安値	510円	654円	310円
終値	710円	723円	675円

② 最近6か月間の状況

	2019年		2020年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始値	513円	530円	475円	475円	332円	293円
高値	548円	547円	527円	493円	381円	311円
安値	470円	475円	452円	325円	230円	258円
終値	521円	478円	483円	338円	290円	309円

(注) 2020年4月の株価については、2020年4月13日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	2020年4月13日現在
始値	303円
高値	311円
安値	297円
終値	309円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況
 ・第三者割当による第17回新株予約権の発行

割当日	2017年5月8日
発行新株予約権数	2,500個
発行価額	新株予約権1個当たり6,019円(総額15,047,500円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	1,855,047,500円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における発行済株式数	21,591,200株
当該募集による潜在株式数	2,500,000株
現時点における行使状況	行使済株式数:923,000株 (残存新株予約権1,577個については2017年11月20日に取得及び消却済み(注))
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	604,461,500円
発行時における当初の資金使途	①2017年6月から2019年4月までに日本における本止血材の製品化に向けた開発費用として400百万円 ②2017年10月から2020年4月までに欧州等における次世代止血材の研究開発費用及び認証取得費用として500百万円 ③2017年10月から2020年4月までに欧州等における癒着防止材の研究開発費用として100百万円 ④2017年5月から2019年4月までに本止血材の原材料調達費用・製造設備の拡充費用として600百万円 ⑤2017年5月から2019年4月までに次世代止血材の原材料調達費用・製品化に向けた検討費用として100百万円 ⑥2017年8月から2018年4月までに借入金返済として155百万円
現時点における資金の充当状況	日本における本止血材の製品化に向けた開発費用として100百万円、本止血材の原材料調達費用・製造設備の拡充費用として404百万円、次世代止血材の原材料調達費用・製品化に向けた検討費用として100百万円を充当済み

(注) 詳細につきましては2017年11月1日付「行使価額修正条項付き第17回新株予約権(第三者割当て)の取得及び消却並びに月間行使状況に関するお知らせ」をご参照下さい。

・第三者割当による新株式発行

払込期日	2017年11月20日
調達資金の額	835,000,000円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき666円
募集時における発行済株式数	22,650,200株
当該募集による発行株式数	1,328,900株
募集後における発行済株式総数	23,979,100株
割当先	FFアクセラレーター1号投資事業有限責任組合
発行時における当初の資金使途	①2017年11月から2019年4月までに日本における本止血材の製品化に向けた開発費用として300百万円 ②2017年11月から2020年4月までに欧州等における次世代止血材の研究開発費用及び認証取得費用として300百万円 ③2017年11月から2020年4月までに欧州等における癒着防止材の研究開発費用として100百万円 ④2017年11月から2019年4月までに本止血材の原材料調達費用・製造設備の拡充費用として135百万円
現時点における資金の充当状況	日本における本止血材の製品化に向けた開発費用として300百万円、欧州等における次世代止血材の研究開発費用及び認証取

	得費用として 300 百万円、欧州等における癒着防止材の研究開発費用として 100 百万円、本止血材の原材料調達費用・製造設備の拡充費用として 135 百万円を充当済み
--	--

・第三者割当による第 19 回新株予約権の発行

割当日	2018 年 7 月 17 日
発行新株予約権数	45,000 個
発行価額	新株予約権 1 個当たり 379 円 (総額 17,055,000 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,663,055,000 円
割当先	S M B C 日興証券株式会社
募集時における発行済株式数	23,979,100 株
当該募集による潜在株式数	4,500,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 : 4,000,000 株
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,666,382,790 円
発行時における当初の資金使途	①2018 年 7 月から 2021 年 4 月までに日本におけるその他の外科領域での本止血材の製品化に向けた開発費用 (治験費用及び申請関連費用) として 500 百万円 ②2018 年 7 月から 2021 年 4 月までに欧州等における次世代止血材の研究開発費用及び認証取得費用として 500 百万円 ③2018 年 7 月から 2020 年 4 月までに後出血予防材の製品化及び各国への認証取得費用として 200 百万円 ④2018 年 7 月から 2020 年 4 月までに本止血材及び後出血予防材の製造供給及び研究開発用の原材料調達費用として 600 百万円 ⑤2018 年 7 月から 2021 年 4 月までに日本・欧州における粘膜隆起材の研究開発費用として 600 百万円 ⑥2018 年 7 月から 2020 年 4 月までに運転資金として 255 百万円
現時点における資金の充当状況	日本におけるその他の外科領域での本止血材の製品化に向けた開発費用として 0 百万円、欧州等における次世代止血材の研究開発費用及び認証取得費用として 492 百万円、後出血予防材の製品化及び各国への認証取得費用として 200 百万円、本止血材及び後出血予防材の製造供給及び研究開発用の原材料調達費用として 600 百万円、日本・欧州における粘膜隆起材の研究開発費用として 300 百万円、運転資金として 74 百万円を充当済み

(注) 詳細につきましては 2018 年 6 月 28 日付「第三者割当による第 19 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行及びファシリティ契約 (行使停止指定条項、一部行使許可条項付) の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。また、当社は、2019 年 3 月 29 日付の取締役会決議において、当該時点において残存する全ての第 19 回新株予約権 (5,000 個) を取得及び消却することを決議いたしました。詳細につきましては同日付「第 19 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

・第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2019 年 4 月 15 日
調達資金の額	1,299,990,000 円
転換価額	当初転換価額 582 円
募集時における発行済株式数	27,995,100 株
割当先	CVI Investments, Inc.
当該募集による潜在株式数	2,233,659 株

現時点における転換状況	397,550株につき転換済み
発行時における当初の資金使途	①2019年5月から2022年4月までにPuraSINUS Gel（癒着防止材）の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用として500百万円 ②2019年5月から2021年4月までにPuraDerm（創傷治癒材）の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用として300百万円 ③2019年5月から2021年4月までに本止血材及び研究開発中パイプライン用の原材料調達費用として500百万円 ④2019年8月から2022年4月までに日本におけるその他の外科領域での本止血材の製品化に向けた開発費用（治験費用及び申請関連費用）として500百万円 ⑤2019年8月から2022年4月までにドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用（核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用）として700百万円 ⑥2019年8月から2022年4月までに欧州における粘膜隆起材の研究開発費用として139百万円
現時点における充当状況	上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

（注） 詳細につきましては2019年3月29日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

・第三者割当による第20回新株予約権及び第21回新株予約権の発行

割当日	2019年4月15日
発行新株予約権数	25,000個 第20回新株予約権 16,000個 第21回新株予約権 9,000個
発行価額	総額12,030,000円 第20回新株予約権1個当たり438円 第21回新株予約権1個当たり558円
発行時における調達予定資金の額	1,374,230,000円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	27,995,100株
当該募集による潜在株式数	2,500,000株 第20回新株予約権 1,600,000株 第21回新株予約権 900,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：1,600,000株 第20回新株予約権 1,600,000株 第21回新株予約権 0株
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	749,195,400円
発行時における当初の資金使途	①2019年5月から2022年4月までにPuraSINUS Gel（癒着防止材）の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用として500百万円 ②2019年5月から2021年4月までにPuraDerm（創傷治癒材）の製造及びプロモーション/販売体制構築に関する費用として300百万円 ③2019年5月から2021年4月までに本止血材及び研究開発中パイプライン用の原材料調達費用として500百万円 ④2019年8月から2022年4月までに日本におけるその他の外

	科領域での本止血材の製品化に向けた開発費用（治験費用及び申請関連費用）として 500 百万円 ⑤2019 年 8 月から 2022 年 4 月までにドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用（核酸医薬、BNCT の製造及び研究開発費用）として 700 百万円 ⑥2019 年 8 月から 2022 年 4 月までに欧州における粘膜隆起材の研究開発費用として 139 百万円
現時点における資金の充当状況	上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

（注） 詳細につきましては 2019 年 3 月 29 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第 20 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 21 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

・ 第三者割当による第 23 回新株予約権の発行

割当日	2020 年 1 月 10 日
発行新株予約権数	40,000 個
発行価額	新株予約権 1 個当たり 320 円（総額 12,800,000 円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,850,800,000 円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	30,037,450 株
当該募集による潜在株式数	4,000,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数：1,831,000 株
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	673,763,200 円
発行時における当初の資金使途	①2020 年 1 月から 2022 年 4 月までに①オーストラリアにおける販売及びマーケティング体制の強化に関する費用として 200 百万円 ②2020 年 1 月から 2022 年 4 月までに米国における本止血材とその他のパイプラインの研究開発及び承認申請に関する費用として 300 百万円 ③2020 年 1 月から 2022 年 4 月までに③本止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用として 400 百万円 ④2020 年 1 月から 2022 年 4 月までにドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用（核酸医薬、BNCT の製造及び研究開発費用）として 556 百万円 ⑤2020 年 5 月から 2022 年 4 月までに日本における本止血材の上市に向けたプロモーション／製造販売体制構築及び市販後調査に関する費用として 200 百万円 ⑥2020 年 1 月から 2022 年 4 月までに運転資金として 194 百万円
現時点における資金の充当状況	上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

（注） 詳細につきましては 2019 年 12 月 20 日付「第三者割当による第 23 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

- ② 過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等変更はありません。

以 上

(別紙1)

株式会社スリー・ディー・マトリックス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

1. 社債の名称

株式会社スリー・ディー・マトリックス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の総額

金700,000,000円

3. 各社債の金額

金17,500,000円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額100円につき金100円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2020年4月30日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2020年4月30日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、CVI Investments, Inc. に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、2024年5月8日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

- (4) 当社が本項に従った支払いをする場合、利息制限法に定める制限の範囲内で行われるものとする。

12. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初294円とする。但し、転換価額は下記(ハ)及び(ニ)の規定に従って修正又は調整される。

(ハ) 転換価額の修正

2020年10月30日、2021年4月30日、2021年10月30日、2022年4月30日、2022年10月30日、2023年4月30日、2023年10月30日及び2024年4月30日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が155円(以下「下限転換価額」といい、下記(ニ)第③号、第④号及び第⑨号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。

(ニ) 転換価額の調整

- ① 本新株予約権付社債の発行後、下記第②号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記第②号(ii)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第②号(iii)に定義する取得価額等。また、下記第②号(iii)の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記第②号において調整後の転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下

回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額）に調整される。

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第24回新株予約権及び第25回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第④号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの}}{\text{処分株式数} \quad \text{払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \\ \text{転換価額} \quad \text{転換価額} \quad \text{株式数} \quad \text{時価}$$

- ④ 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ⑤ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第⑥号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑥(i) 「特別配当」とは、2024年5月1日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

(ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- ⑦ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ⑧(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日（但し、上記第④号(iii)の場合は基準日）、又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済

普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第④号(i)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

⑨ 上記第②号、第④号及び第⑤号記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑩ 上記第②号、第④号及び第⑥号の規定にかかわらず、上記第②号、第④号又は第⑥号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が上記(ハ)に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

⑪ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第②号(v)及び第④号(iii)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2020年5月1日から2024年5月1日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

(イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日

(ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、

計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第18項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

株式会社スリー・ディー・マトリックス 管理部

16. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

17. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

20. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

(別紙2)

株式会社スリー・ディー・マトリックス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

1. 社債の名称

株式会社スリー・ディー・マトリックス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の総額

金700,000,000円

3. 各社債の金額

金17,500,000円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額100円につき金100円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2020年4月30日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2020年4月30日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、CVI Investments, Inc. に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、2024年8月7日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

- (4) 当社が本項に従った支払いをする場合、利息制限法に定める制限の範囲内で行われるものとする。

12. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初325円とする。但し、転換価額は下記(ハ)及び(ニ)の規定に従って修正又は調整される。

(ハ) 転換価額の修正

2021年1月30日、2021年7月30日、2022年1月30日、2022年7月30日、2023年1月30日、2023年7月30日、2024年1月30日及び2024年7月30日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が155円(以下「下限転換価額」といい、下記(ニ)第③号、第④号及び第⑨号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。

(ニ) 転換価額の調整

- ① 本新株予約権付社債の発行後、下記第②号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記第②号(ii)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第②号(iii)に定義する取得価額等。また、下記第②号(iii)の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記第②号において調整後の転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下

回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額）に調整される。

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第24回新株予約権及び第25回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第④号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \\ \text{処分株式数} \quad \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- ④ 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ⑤ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第⑥号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑥(i) 「特別配当」とは、2024年7月31日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

(ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- ⑦ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ⑧(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日（但し、上記第④号(iii)の場合は基準日）、又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済

普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第④号(i)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

⑨ 上記第②号、第④号及び第⑤号記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑩ 上記第②号、第④号及び第⑥号の規定にかかわらず、上記第②号、第④号又は第⑥号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が上記(ハ)に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

⑪ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第②号(v)及び第④号(iii)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2020年5月1日から2024年7月31日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。

但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

(イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日

(ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、

計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第18項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

株式会社スリー・ディー・マトリックス 管理部

16. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

17. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

20. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

(別紙3)

株式会社スリー・ディー・マトリックス第24回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社スリー・ディー・マトリックス第24回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2020年4月30日

3. 割当日

2020年4月30日

4. 払込期日

2020年4月30日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 7,850,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)
但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・無償割当て・併合の比率}$$

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

78,500 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 180 円(本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1.80 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初279円とする。

10. 行使価額の修正

行使価額は、2020年5月1日を初回の修正日とし、その後毎週金曜日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正後の行使価額が155円（以下「下限行使価額」といい、第11項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額）に調整される。
- (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第25回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たりの} \cdot \text{処分株式数} \cdot \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合
調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後} \\ \text{行使価額} = \text{調整前} \\ \text{行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、2022年5月2日までの間に終了する事業年度内に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- ② 特別配当による行使価額の調整は、当該事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (7) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(4)号③の場合は基準日）、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は第(6)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤及び第(4)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2020年5月1日から2022年5月2日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締

役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金180円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 小石川支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

(別紙4)

株式会社スリー・ディー・マトリックス第25回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社スリー・ディー・マトリックス第25回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2020年4月30日

3. 割当日

2020年4月30日

4. 払込期日

2020年4月30日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,100,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{無償割当て} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

(3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

21,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 22 円(本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.22 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初309円とする。

10. 行使価額の修正

2021年1月1日、2021年7月1日、2022年1月1日、2022年7月1日、2023年1月1日、2023年7月1日、2024年1月1日及び2024年7月1日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い2つの価額の合計金額を2で除した金額（1円未満の端数切上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正後の行使価額が155円（以下「下限行使価額」といい、第11項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額）に調整される。
- (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第24回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たりの} \times \text{処分株式数}}{\text{払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合
調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、2024年7月1日までの間に終了する事業年度内に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- ② 特別配当による行使価額の調整は、当該事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (7) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(4)号③の場合は基準日）、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は第(6)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤及び第(4)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2020年5月1日から2024年7月1日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
該当なし

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結した買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金22円とした。
19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 小石川支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上